

配信日時	1/21/2026 3:01:05 PM	送信ID	15798
配信者	川崎市		
対象サービス	全サービス		
対象地域	川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区		

件名
【川崎市からのお知らせ】「障害福祉分野における手続負担の軽減について」の一部改正について(周知)
本文
市内 各事業所、施設 管理者様 日頃から本市障害福祉行政に御尽力賜り、誠にありがとうございます。 さて、厚生労働省及びこども家庭庁より「障害福祉分野における手続負担の軽減について」の一部改正について、事務連絡がありましたので周知いたします。 今回掲載した内容の詳細については、下記のとおり、障害福祉情報サービスかながわホームページを御確認ください。 【障害福祉情報サービスかながわ ホームページ】 (掲載先) →書式ライブラリ →3. 川崎市からのお知らせ →1-1 令和6年度報酬改定関係通知等 →2026/1/21 更新:「障害福祉分野における手続負担の軽減について」の一部改正について(周知) (掲載URL) https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=267 (発信元) 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 事業者指導担当・指定担当 TEL:044-200-0082(指導担当) 044-200-2927(指定担当) FAX:044-200-3932 メール:40sidou@city.kawasaki.jp 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 給付担当 TEL:044-200-2675 FAX:044-200-3932 メール:40syogai@city.kawasaki.jp